

京都市土木事務所規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第178号

京都市土木事務所規則の一部を改正する規則

京都市土木事務所規則の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「事務所に」の右に「担当課長」を加え、同条に次の1項を加える。

3 担当課長の職名の前に、市長が別に定める担当事務の名称を付することがある。

第3条第3項中「担当課長補佐」を「担当課長、担当課長補佐」に改める。

第4条に次のただし書きを加える。

ただし、担当課長が置かれている場合は、主管事務につき、担当課長がその職務を代理し、担当課長に事故があるときは、主管事務につき、所長補佐、担当課長補佐、係長又は担当係長がその職務を代理する。

第5条第11号中「私道舗装の」を「私道の整備に係る」に改める。

第6条中「建設局長は」の右に「、担当課長」を加える。

別表西部土木事務所の項中「京都市右京区西院西貝川町31番地」を「京都市右京区西院西貝川町31番地の1」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)